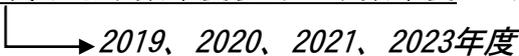


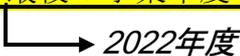
## 地方独立行政法人法（平成15年7月16日法律第118号）抜粋

## 第七章 公立大学法人に関する特例

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例）

**第七十八条の二** 公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。（後略）

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績  


二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績  


三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績  


2 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。

3～7 省略